

「保護動物を迎えたい！」と決めたら、どうすればいいでしょう？

まず、保護施設は大きく行政と民間の保護団体に分けられます。行政では各都道府県と政令市、中核市にそれぞれの動物愛護センターや保健所があります。

名称はさまざまですが、迷子や飼い主からの引き取り動物を一定期間保護した後、引き取り手の見つからなかった犬猫の殺処分を担当している、という点は同じです。

ですから、行政から動物を譲り受けることは「殺処分」から救出することでもあります。多くの自治体はホームページ（HP）で迷子・譲渡動物の情報を公開しています。

あ
ん
し
ん
！
ペ
ツ
ト
ラ
イ
フ

⑬

犬猫を迎えようと思ったら ①下

動物の写真や保護日時、推定年齢や性格などの特徴のほか、病気の有無など引き取るうえでの注意点を掲載している所もありますので、参考にしてください。

一方、民間ではNPO法人や一般社団法人、任意団体などがあり、各団体もそれぞれHPで保護動物の情報を公開したり、譲渡会を開催したりしています。

行政、民間ともに引き取る際、講習会の受講を求められます。引き渡しは、住宅や家族構成、飼育経験、終生飼育が可能かどうかなどから判断され、引き取り後もワクチン

や避妊・去勢手術などを義務化したり、定期的に報告を求めたりする団体もあります。

少し厳しく感じられるかもしれませんが、その動物が再び捨てられたり、転売されたりすることがないよう、しっかりと責任を持てるご家族にしか譲渡できないのです。

動物を飼うことは命に責任を持つことです。一方で、その動物はご家族に大きな幸せを運んでくれることでしょう。保護動物の引き取りをぜひ考えてみてください。

（アニコム損保 獣医師 井上舞）